

資料編

1 用語説明

あ行	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。
	いきいき百歳体操	手首や足首に重りをつけ、椅子に座った状態を中心にゆっくりと手足を動かす体操で、調節可能な重りを使用することで、個人の身体状況に応じた筋力運動を行うことができる。
	エンディングノート	自身の終末期や死後など、自分の身に何かがあったときに備えて、家族が様々な判断や手続きを進める際に必要となる情報を残すためのノート。
か行	介護医療院	要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する施設をいう。
	介護支援専門員	ケアマネジャー。介護保険法に基づき、要介護者などの自立した日常生活を支援する専門職。 要介護者などからの相談に応じ、適切なサービスが受けられるよう市町村やサービス事業者などとの連絡・調整を行う。
	介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が要介護状態などになることを予防するとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する施策を総合的に行う事業。
	介護療養型医療施設（療養病棟等）	長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入所し、必要な介護を行う。
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し日常生活の支援や機能訓練などを行う。
	介護老人保健施設（老人保健施設）	状態が安定している人が、在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を行う。
	通いの場	住民主体で月1回以上、介護予防活動に資する場をいう。介護予防活動には、百歳体操、サンサン体操、ふれあい・いきいきサロンなどが位置づけられる。
	基本チェックリスト	高齢者を対象に、社会参加、運動機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつの程度・有無などを調べるための質問の一覧表で厚生労働省が作成。 総合事業の実施にあわせて迅速かつ簡易にサービスにつなげていくための手段に用いる。
	キャラバンメイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト研修を受講し登録する必要がある。
	居宅介護支援、介護予防支援	心身の状況や環境、利用者家族の希望により居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行う。
	緊急通報装置	ひとり暮らしの高齢者などに緊急事態が起こったときに、管理センターにすぐに通報できる装置。

か行	くだまつ絆ネット	認知症などの理由により家に帰ることができなくなる恐れがある人の氏名や写真などを事前に登録し、その人が行方不明になったときに、登録した情報を活用し、早期発見・生命の危険回避に努めるもの。
	グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	高齢者や障害者が、日常生活の援助を受けながら共同生活を送る施設。少人数で、家庭的な雰囲気であることが特徴である。
	ケアマネジメント	要介護者などが個々のニーズにあった利用者本位のサービスを適切に受けられるよう、保健・医療・福祉にわたる様々な介護サービスを総合的、一体的、効率的に提供するための手法のこと。介護支援専門員がその中核を担う。
	ケアプラン	介護保険サービスの利用にあたり、利用者の心身の状況や希望、家族らを含む生活環境などを考慮し、利用するサービスの種類や内容、頻度などを定めた計画のこと。
	軽費老人ホーム	利用料金が安価で入所できる老人福祉施設。利用者の家庭や住宅の環境などにより、A型、B型、介護利用型経費老人ホームがある。
	元気アップ教室	室内でイスに座ってできる体操を中心とした運動器の機能向上の実践活動を普及啓発する教室の一つ。また、教室終了後も住民自ら活動できるよう「くだまつサンサンリセット体操」「くだまつサンサンスマイル体操」を制作している。
	健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
	コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。
さ行	作業療法士	医師の指示のもとに、一人一人の日常生活や社会生活への適応を目指し、手の動作や指の細かい動作などの作業療法を行う、リハビリテーション治療の専門職。
	重層的支援体制整備事業	年齢や性別、分野等対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業。
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、随時「訪問」や「泊まり」ができ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行う。
	生活支援コーディネーター	ネットワークや既存の取組や組織などを活用しながら、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の発掘などを行う。
	生活習慣病	発症や進行に食習慣や運動習慣、喫煙、飲酒などの生活習慣の影響で発症する病気。代表的なものとして、高血圧、糖尿病、高脂血症、脳卒中、がん、心疾患などがある。

さ行	成年後見制度	認知症や精神障害等により判断能力が不十分で意思決定が困難な人について、代理人（後見人）等が代わりに契約の締結を行うなど、法的に保護する制度。家庭裁判所が後見人、保佐人、補助人を選任する法定後見制度と本人の希望によりあらかじめ契約によって定めておく任意後見制度がある。
た行	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者。
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満で、医療保険に加入している者。
	ダブルケア	介護と子育てを同時に行うこと。
	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、介護や機能訓練などを行う。
	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期間入所し、医療、介護や機能訓練などを行う。
	団塊ジュニア世代	1971～1974年（昭和46～49年）頃の第二次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いことからいう。
	団塊世代	1947～1949年（昭和22～24年）頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いことからいう。
	地域共生社会	高齢者、障害者、子どもなど、全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会をいう。
	地域ケア会議	高齢者の個別ケース（困難事例）について、多職種協働による自立支援に資するケアマネジメント支援を行い、地域支援ネットワークを構築するとともに地域課題の把握につなげる。
	地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制・仕組み。
	地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設において、日常生活上の世話や機能訓練などを行う。
	チームオレンジ	認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みのこと。
	通所介護（デイサービス）	通所介護施設等に通り食事・入浴・排泄などの身体介護や機能訓練などを行う。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療施設や介護老人保健施設等に通り、理学療法士や作業療法士などによる機能訓練などを行う。	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を24時間体制で行う。	
な行	日常生活圏域	住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活できるよう、地理的条件などを総合的に勘案して、市が定める圏域をいう。

な行	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民が、気軽に集える場所で、専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場をいう。
	認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したものの。
	認知症対応型共同生活介護	認知症の人を対象に共同生活を営む住居において、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行う。
	認知症対応型通所介護	通所施設で認知症の人を対象に、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行う。
は行	ハイリスクアプローチ	健康診査などでスクリーニングを行い、疾病のリスクが高い人を特定し、リスクを下げるように働きかけること。
	8050問題	ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、80歳代の後期高齢者にさしかかった親が、50歳代のひきこもりの子どもの生活を支えるという社会問題のこと。
	パブリックコメント	行政機関が基本的な政策などに関する条例や計画などを策定する際に、市民にその内容を案として公表し、寄せられた意見を十分考慮したうえで、最終的な意思決定をし、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと。
	避難行動要支援者	災害が発生したとき、自分の力で避難することが難しく、被害に遭わないよう安全に避難するための支援が必要と思われる人をいう。
	福祉用具購入	入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合に購入費が支給される。
	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う。
	ふれあい・いきいきサロン	小地域において、家に閉じこもりがち、話し相手がないといった不安や悩みを持った人が集まり、楽しく、気軽に、無理なく過ごせる場を、小地域ごとに設置し、参加者と運営ボランティアが自由な発想のもとに自主的に運営していく活動。
	フレイル	加齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のこと。適切な予防行動をとれば健康な状態に戻ることができる。
	ヘルプカード	障害のある方などが困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード。
	訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄などの身体介護や掃除・洗濯・食事などの生活援助を行う。
	訪問看護、介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助などを行う。
	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行う。
	訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、機能訓練（リハビリテーション）を行う。

は行	ポピュレーションアプローチ	集団に対し、健康障害へのリスクを下げるように働きかけること。
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学業や友人関係に影響が出てしまっている子どものこと。
	有料老人ホーム	食事、入浴、排泄の介護または食事の介護など日常生活の世話のサービスを提供する民間の入居施設。
	養護老人ホーム	環境や経済的理由により在宅で養護を受けることが難しい65歳以上の高齢者を入所させて養護する施設。
ら行	理学療法士	医師の指示のもとに、身体に障害のある方に、主として基本動作能力の回復を図るため、関節可動域訓練、歩行訓練などの運動療法や電気治療、マッサージなどの物理療法による治療を行い機能の改善や維持を図るリハビリテーション治療の専門職。

2 下松市高齢者対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 進展する高齢化社会に対応した総合的な高齢者対策を推進するため、下松市高齢者対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者対策に係る施策の総合的推進に関すること。
- (2) 高齢者対策の総合的な企画及び立案に関すること。
- (3) その他高齢者対策について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 前項の会議の議長は、本部長をもって充てる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、高齢福祉課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、本部長の命を受けて推進本部の事務を処理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 8 前項の会議の議長は、幹事長をもって充てる。

(参考人の出席)

第7条 本部長は推進本部の会議に、幹事長は幹事会の会議に、必要に応じ参考人の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表第1(第3条第4項関係)

教育長 上下水道事業管理者(上下水道局長) 企画財政部長 企画財政部技監 総務部長 地域振興部長 生活環境部長 健康福祉部長 こども未来部長 建設部長 教育部長 議会事務局長 消防長

別表第2(第6条関係)

企画財政部	企画政策課長 税務課長
総務部	総務課長 防災危機管理課長 デジタル推進課長
地域振興部	地域政策課長 地域交流課長 産業振興課長 農林水産課長
生活環境部	環境推進課長 市民課長 保険年金課長 生活安全課長
健康福祉部	地域福祉課長 障害福祉課長 健康増進課長 人権推進課長
こども未来部	こども未来課長 こども家庭課長
建設部	土木課長 住宅建築課長 都市政策課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習振興課長

3 下松市高齢者保健福祉推進会議設置規則

(目的)

第1条 老人保健法（昭和38年法律第133号）第20条の8、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条及び下松市付属機関設置条例（令和3年下松市条例第5号）の規定に基づき、介護保険制度の円滑な導入・運営、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、広く市民の意見を反映させるため、下松市高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、別表に定める関係団体等からの推薦を受けた者又は公募による者若しくは市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第3条 推進会議に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(運営)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。

3 推進会議は、必要に応じて、参考人の出席を求めてその意見を求めることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第6条 推進会議は、時代の要請に応じた重点的な課題に対応するため、委員をもって構成する部会を置くことができる。

2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(推進会議の招集の特例)

2 委員の任期の開始日以後最初に開催される推進会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表(第2条関係)

下松市高齢者保健福祉推進会議関係団体等名簿

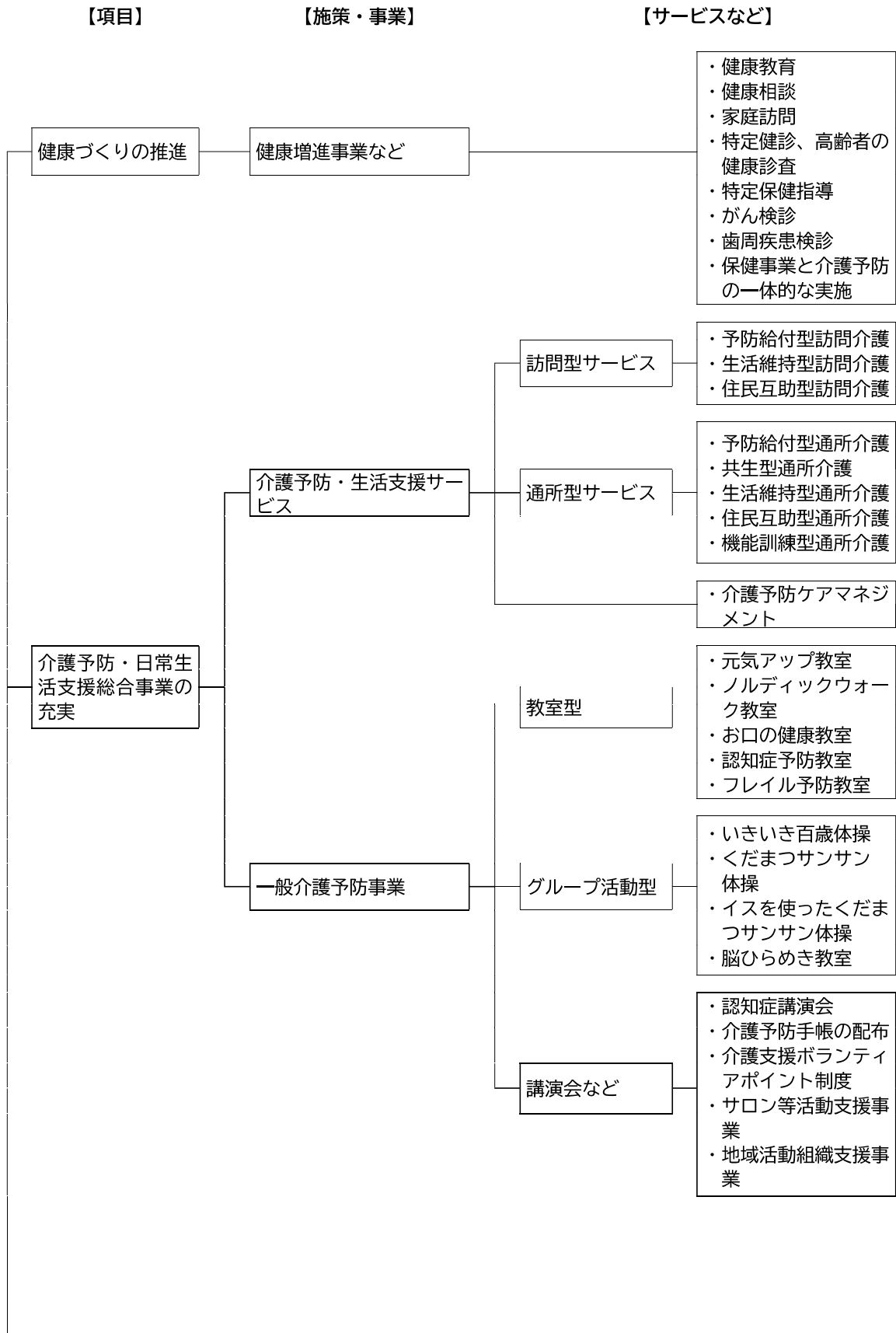
区 分	関 係 団 体 等
学識経験者	下松地区労働者福祉協議会
サービス利用者	下松市自治会連合会
	シニアクラブ下松
	下松認知症を支える会
	いきいき・ふれあいサロン
	老人集会所運営委員会
保健医療福祉団体等関係者	下松医師会
	下松市歯科医師会
	下松市薬剤師会
	下松市食生活改善推進協議会
	下松市社会福祉協議会
	下松市民生児童委員協議会
	下松ボランティア代表
	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	下松市介護支援専門員協会
	下松市シルバー人材センター
	地域医療連携室
	理学療法士会

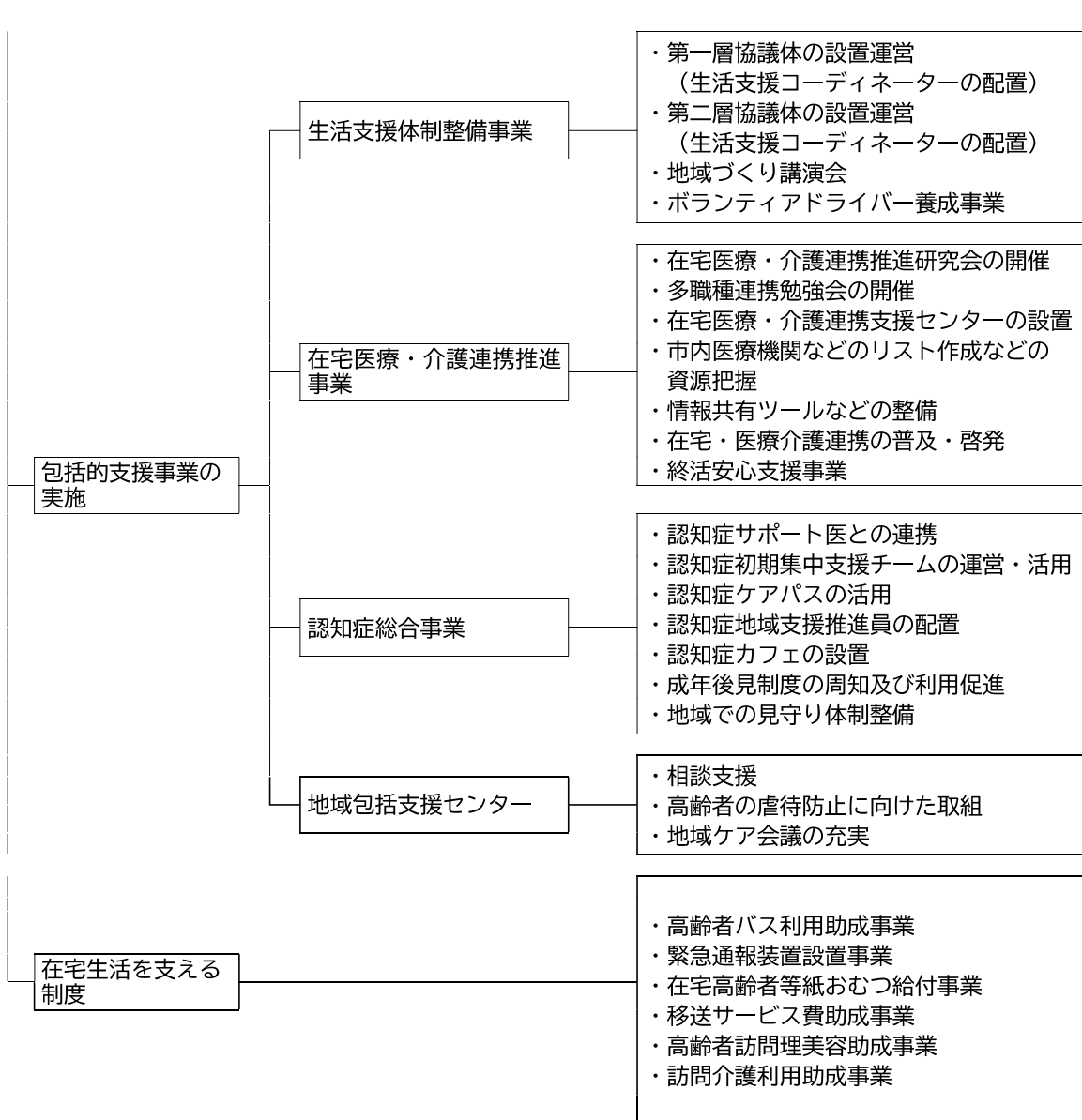
下松市高齢者保健福祉推進会議委員名簿

区分	関係団体等	氏名
学識経験者	下松地区労働者福祉協議会	辺城 敏夫
	公募または市長が必要と認める人 (周南公立大学)	古殿 雄二
サービス利用者	下松市自治会連合会	田中 豊
	シニアクラブ下松	三吉 武
	下松認知症を支える会(えくぼの会)	浅原 郁子
	老人集会所運営委員会	辻 國政
	いきいき・ふれあいサロン	石津 理子
	公募又は市長が必要と認める人	原 卓也
	公募又は市長が必要と認める人	末長 信博
保健医療福祉 団体等関係者	下松医師会	山下 弘巳
	下松市歯科医師会	松尾 勝弘
	下松市薬剤師会	角田 勇太郎
	下松市食生活改善推進協議会	清木 貴美子
	下松市社会福祉協議会	白木 正博
	下松市民生児童委員協議会	上田 園子
	下松ボランティア代表(まつぼっくりの会)	久保 朝子
	介護老人保健施設(ふくしの里)	久野 陽一郎
	介護老人福祉施設(松寿苑)	亀山 雄樹
	下松市介護支援専門員協会	福井 治枝
	下松市シルバー人材センター	森重 則彦
	地域連携室(周南記念病院)	岡 貴之
	山口県理学療法士会	大谷 道明
	公募又は市長が必要と認める人 (第一層生活支援コーディネーター)	石田 寿幸

(順不同、敬称略)

4 下松市地域包括ケアシステム深化・推進のための施策・事業など





第八次くだまつ高齢者プラン
老人福祉計画・介護保険事業計画

発行日 2024年（令和6年）3月
発行・編集 下松市健康福祉部高齢福祉課
〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号
電話 0833-45-1831
<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/>
印刷 特定非営利活動法人 優喜会
